

令和3年2月1日

保護者各位

軽井沢町教育委員会

新型コロナウイルスに関する保育園の対応について（改正）のお知らせ

日頃より、町福祉行政に対しましてご理解ご協力を賜りまして有難うございます。
さて、新型コロナウイルスに関する登園停止、臨時休園等の対応については、令和2年7月30日付けで通知したとおりの対応を行ってきたところですが、この度小中学校での対応にあわせて別紙のとおり改めました。

保護者の皆様には、ご承知いただくとともに、万が一、園児やご家族が、感染者や濃厚接触者に特定された場合は、それぞれ通園している保育園に速やかに連絡をお願いするとともに、園が休園になる事を防ぐために、同居のご家族に風邪等の症状がある場合は、出来る限り園児の登園を控える等のご協力をお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症は、注意していても誰もが感染する可能性があるもので、皆様ご自身も例外ではない事をご理解いただき、感染者やその家族また、医療従事者などへの不当な差別や偏見、いじめ等が生じないように、冷静な行動をお願いします。

なお、今後も状況の変化を受け、急な対応をお願いすることも想定されますので、引き続きご理解ご協力をお願いします。

※ このお知らせをもって、令和2年7月30日付けで通知した文書は廃止します。

- 1 園児および職員本人が感染症罹患者となった場合の対応
 - (1) 罹患者本人は、治癒するまで自宅で休養（職員の場合は療養休暇）とする。
（治癒とは、医師が作成する任意の治癒証明書をもって判断する。）
 - (2) 保健所による濃厚接触者の特定、防疫に関する指導の下、必要な場合は、当該保育園の全部または一部を臨時休園として園内等の消毒を行う。その後、教育委員会は専門機関と相談し保育園を再開する。
 - (3) 当該保育園の保護者には、感染者が確認された事実および臨時休園の事実の有無をはじめ、保育園がとる対応について通知する。
 - (4) 感染拡大防止、風評被害防止のため、関係機関と協議のうえ、教育委員会が必要と認めた場合には、保育園名および公衆衛生上の対策（臨時休園予定期間、消毒の実施など）を公表する場合がある。

- 2 園児および職員本人が濃厚接触者に特定された場合の対応
当該園児および職員本人について自宅で休養（職員については就労制限）することとし、その期間は、保健所から指示された2週間とする。

- 3 園児および職員本人の同居家族が感染症罹患者となった場合。
当該園児、職員本人は濃厚接触者として特定されるか否かに関わらず、自宅で休養（職員については就労制限）することとし、その期間は同居家族の感染が確認された日から2週間とする。

- 4 園児及び職員本人の感染は確認されていないが、発熱等の風邪の症状がある場合の対応
 - (1) 園児は、自宅で休養することとする。また、登園途中で発熱等の風邪の症状が出た場合には、保護者等へ連絡を取り、速やかに保護者に引き渡すものとする。
 - (2) 職員については、就労制限の措置を行う。

- 5 医療的ケアが日常的に必要な園児等や基礎疾患のある園児について
医療的ケアが日常的に必要な園児、あるいは循環器疾患、糖尿病、呼吸器疾患等の基礎疾患がある園児、その他重症化するリスクが高い園児は、主治医と相談の上、個別に登園の判断をする。登園すべきではないと判断された場合は自宅で休養するものとする。

- 6 全部または一部の臨時休園に伴う給食の提供について
 - (1) 全部の臨時休園の決定をした場合のみ、給食の提供は停止とする。
 - (2) 園再開の日程が決定された場合、再開後、数日間は各家庭において昼食を用意していただく場合が想定されるが、その場合には、改めて教育委員会または園より連絡するものとする。

7 町内において感染が広がり、上記以外の対応が必要な場合は、その事態に即して判断する。

また、感染者や濃厚接触者が特定された場合などに、当該園児や家族等に対して誹謗・中傷などがないように冷静な対応をお願いします。